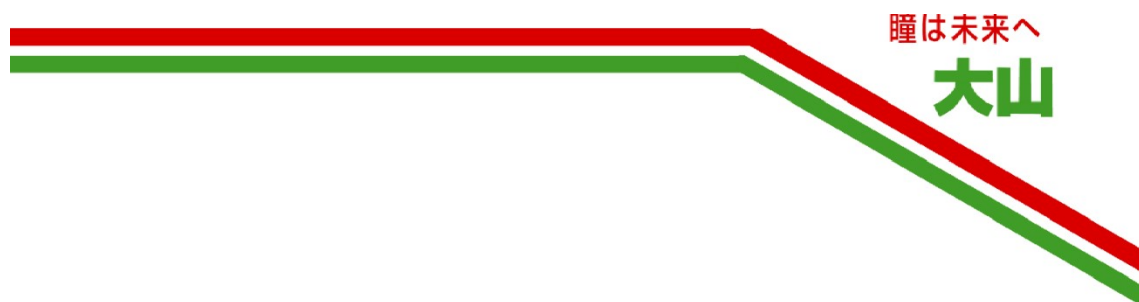




ディスクロージャー誌 2021

大分大山町農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

大分大山町農業協同組合は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当農協に対するご理解を一層深めていただくために、当農協の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「ディスクロージャー誌 2021」を作成いたしました。

皆さまが当農協の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月 大分大山町農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

大分大山町農業協同組合のプロフィール

◇設 立	昭和23年4月	◇組合員数	532人
◇本店所在地	日田市大山町	◇役員数	15人
◇出 資 金	3.2億円	◇職員数	55人
◇総 資 産	89億円	◇支店・営農センター数	2
◇単体自己資本比率	30.42%		

目 次

あいさつ

1. 経営理念	6
2. 経営方針	7
3. 経営管理体制	8
4. 事業の概況（令和2年度）	9
5. 農業振興活動	14
6. 地域貢献情報	14
7. リスク管理の状況	15
8. 自己資本の状況	23
9. 主な事業の内容	24

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	30
3. キャッシュ・フロー計算書	32
4. 注記表	34
5. 剰余金処分計算書	49
6. 部門別損益計算書	50
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	51
8. 会計監査人の監査	51

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	52
2. 利益総括表	53
3. 資金運用収支の内訳	53
4. 受取・支払利息の増減額	54

III 事業の概況

1. 信用事業	55
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	6 3
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の介護共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	6 5
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託購買品（生産資材）取扱実績	
(3) 受託販売品取扱実績	
(4) 買取販売品取扱実績	
(5) 保管事業取扱実績	
(6) 利用事業取扱実績	
(7) 加工事業取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	6 6
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
(2) 受託購買品（生活物資）取扱実績	
(3) 福祉事業取扱実績	
(4) 介護事業取扱実績	
5. 指導事業	6 6
IV 経営諸指標	
1. 利益率	6 7
2. 貯貸率・貯証率	6 7
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	6 8
2. 自己資本の充実度に関する事項	6 9
3. 信用リスクに関する事項	7 1
4. 信用リスク削減手法に関する事項	7 5
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 7
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	7 7

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	7 7
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	7 9
9. 金利リスクに関する事項	7 9
【役員等の報酬体系】	
1. 役員	8 2
2. 職員等	8 3
3. その他	8 3
【農協の概要】	
1. 機構図	8 4
2. 役員構成（役員一覧）	8 5
3. 会計監査人の名称	8 6
4. 組合員数	8 6
5. 組合員組織の状況	8 6
6. 特定信用事業代理業者の状況	8 7
7. 地区一覧	8 7
8. 沿革・あゆみ	8 7
9. 店舗等のご案内	8 9

あいさつ

昨年、年明けと同時に新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。春の第1波、夏の第2波そして冬の第3波、更に感染力を強めた変異型ウイルスの第4波が猛威を振るっている今日です。日本をはじめ世界全体が深く傷つき、先の見えない状況が続いています。この感染症の拡大という来脅右の事態は国内外の社会、経済活動に衝草荷主を与え国民の生命と暮らしと生活、経済や労働形態を大きく変容させています。わが国の経済はこのコロナの爆発的な感染拡大で製造業、非製造業、そして観光をはじめとするサービス産業、交通機関、外食産業等は壊滅的打撃で大きな赤字決算となっています。このような状況下で世界的にもワクチン頼みが強まっていますが、日本は政府の対応の本政さからワクチン後進国となっており効果が発揮されるのは来年以降と言われています。今しばらくノロノロ渋滞が続くでしょう。そしてコロナ禍が格差の拡大を深めて社会問題となっています。中小零細企業を倒産に追い込み、失業者は増大の一途です。

農業農村を取り巻く環境も、少子高齢化による人口減少や農業生産者の高齢化による規模縮小、そして後継者問題と解決すべき課題が山積しています。また、複数の国や地域の間で「人やモノやサービスが行き交う」自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)なども近年は次々と締結されています。平成30年12月には米国を除いた11か国が環太平洋経済連携協定(TPP)、平成31年2月には欧州連合との経済連携協定(EPA)、令和2年1月1日には日米物品貿易協定(TAG)が、そして昨年11月15日には、東アジアの地域的な包括経済連携協定(RCEP)に13ヶ国が署名しました。このような貿易交渉により日本の農業は大きな市場開放にさらされています。更には、品種登録済みの登録品種の海外流出の防止を目的とした種苗法改正案も昨年末に可決されています。この改正案は農家の自家増殖にも許諾性の規制がかけられており、「種苗の権利」や「食料主権」に関する内容を含んでいるため、幅広い利害関係の心配も残されています。こうした中、私たちは営農活動の充実をはかるため職員人事体制を一新して「営農契約指導員」と一体となり「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」をすすめてきました。また本体事業ではコンプライアンス(法令遵守管理体制)、不祥事未然防止、効率的事業体、経営の健全性と財務の強化にも取り組んできました。幸いに経営の健全性と財務基盤は強化がすすんでいます。残念なことは、平成18年より15年間営業を続けてきました明野レストランは、コロナの影響で収支改善が貯転の方向にすすまず、止むなくこの3月末をもって撤退としました。

農村文化と農業と栽培哲学を育て、公的年金プラス給与で豊かで安心して老後が楽しめるために開設した、「地域集落文産農場」も第2農場を伝里地区に開設することができました。

この1年、新役員体制で事業計画に基づき、農家組合員の暮らしの豊かさと地域の活性化を最優先に、農協としての使命と責任を果たすべく、役職員一体となり計画達成に邁進してきましたが、満足のいく結果は出ていません。厳しい環境の中この1年、皆様方の温かいご支援、ご協力に心より感謝し、お礼とご報告を申し上げます。

大分大山町農業協同組合
代表理事組合長 矢羽田 正豪

1. 経営理念

大分大山町農協運営の理念

1. 我々は一致団結して、豊かな活力ある農村づくりに励みます。
2. 地球環境と生命体を大切にした生産と包装に取り組みます。
3. 生活者に評価される産品を開発し、新鮮で安全なものを提供します。
4. 快適で文化の享受できる農村社会を興し、次世代に引き継いでいきます。
5. 世界の町や村、そして都市と農村の交流の輪を広げて進化していきます。

大分大山町農協が目指す方向

1. オーガニック（有機無農薬）農業を推進します。

市場では都市生活者の自然・健康志向から原材料、栽培方法、産地などにこだわった「オーガニック」産品が本流となりつつあります。そのような時代を先取りした有機農産物の生産に取り組めます。

2. 消費者の求めている安心・安全・健康な食品の生産をします。

環境に負荷となる化学合成農薬、化学肥料、生産資材等の使用をやめ、農協で生産される有機肥料「オネスト250」（有効微生物群が豊富なゲルマ酵素入り）をふんだんに施用して、おいしくて元気な農産品を提供します。

3. 時代に即応した流通の開拓を行います。

農産品をはじめとする食品の流通が大きく変化してきています。青果市場、小売店等の動向を見ながら「コスト削減を図った市場流通」を開拓していきます。

4. 高付加価値産品開発に努め、収益率の高い農業をめざします。

耕地に恵まれない大山産品は他産地のものとひと味違った「安全、安心、健康、そして美味しいこだわりの産品」でなければなりません。生活者の方々が安心して食べられるもの、そして「感動が残るもの」そのようなものには高い評価が得られます。

5. 若者が継ぎたくなる快適農業を推進します。

「この町に若者が残るか」そのような魅力ある農業の開発が求められます。老壮青のバランスのとれた「親子三代農業」の実現が理想です。

6. 週休三日の余暇で文化の創造を行います。

農村に暮らしていても都市のような文化的生活を享受できるようになれば…逆に「農村こそ真のパラダイス」理想的な生活圏となります。年間労働時間 1,458 時間（28 時間／週）で実り豊かな楽しい生活をつくり出してください。

7. 都市と農村との交流事業をすすめます。

五馬媛の里での体験交流、梅・スモモ・キノコ狩りツアーや市場関係者、生協の組合員、木の花ガルテン利用者等、都市生活者に農村のもつさまざまな資源・生活・文化を紹介し、交流を深めながら「新鮮な農産品を提供」していきます。

2. 経営方針（リレバン）

◇ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、増加している加工・業務用需要を取り込むべく、外食・中食業界に対する直接販売に取り組みます。また生産資材価格の引き下げを実現するため、競合するホームセンター等の商品の価格・品質を把握し、同等の商品でJAの取扱価格が高い場合は、仕入先との協議等を行い、弾力的に価格・手数料設定を見直し、生産資材価格の引き下げに取り組みます。これらの取り組みを通し、中期経営計画で策定したとおり、令和3年度までに販売品販売高を23億円へ拡大します。

◇ 「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、厚生、旅行、介護、直売・加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

◇ 健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

◇ 営農・経済事業部門

営農・経済事業部門担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。さらに地域内消費者を中心とした加工・小売業者への販売など直接販売の拡大、GI（地理的表示保護制度）への登録を通じた農畜産物の高付加価値化、物流コストの低減による生産資材価格の引き下げ、予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」、低コスト生産技術の開発を通して、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇ 共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当農協は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和２年度）（法定）

【金融事業部】

1. 信用事業

- 1) 貯金関係は順調に推移し、貯金高を増やすことが出来ました。
- 2) 貸出金に関しては大口契約が獲得出来ず、繰上げ償還も多かった為、残高確保が出来ませんでした。

2. 共済事業

- 1) 長期共済につきましては、農事主事・協力員・組合員皆様のご理解・ご協力をいただき、生命・建物共済のいずれも前年度を上回る実績をあげ、推進目標を早期に達成することができました。
- 2) 短期共済は、自動車共済の新規契約増加を主体に取り組み、自賠責共済においては代理店からも多くのご、協力を頂き、いずれも前年比で増加することができました。

【営農事業部】

1. 営農指導

1) 果樹類

- ①近年の梅・李の出荷量減少に伴い、6ヶ年計画の「大山梅・すもも再生プロジェクト」を立ち上げ、総合的に諸問題を解決することにより増産を図ることにしました。初年度として実態調査、改植、新植事業、啓発活動等を行いました。
- ②大山梅・すもも再生プロジェクトの一環として、梅の改植事業は6名(7反)、新植事業は1名(7反)の植栽を完了しました。
- ③李の補助事業として防霜ファン1名(7基)を導入しました。

2) 野菜類

- ①異常気象等により例年に比べて大幅に出荷量が低下しました。
- ②日田市産直野菜増産ミニハウス導入事業では新設・遊休あわせて4名(8a)の申請があり建設を完了し栽培を始めました。
- ③クレソン部会では、木の花ガルテン大山店で試食宣伝を行い、消費拡大を積極的に進めました

- 3) 日田市ファーマーズスクールは、2名の受講者が都築工場で研修を始めました。

- 4) 中間地域集落文産農場では高設クレソン栽培が軌道に乗ってきました。また、2つ目の地域集落文産農場を伝里地区に開設し菌茸類の栽培が開始されました。

- 5) 経営継続補助金第1次申請として29名が受理され農機具の購入が完了しました。さらに第2次申請として43名が受付申請しています。

- 6) 高収益次期作支援交付金には2名の申請があり完了しました。

2. 資材

1) 資材

- ①大山オーガニック農法の推進としてオネスト250の販売を強化してきましたが計画を達成することが出来ませんでした。
- ②日田市産直野菜増産ミニハウス導入事業を活用し、農産物出荷の増加に向けてハウス資材の推進に取り組みました。
- ③出荷資材等の共同注文等を積極的に行いコスト削減、販売価格を抑えることに取り組みました。
- ④廃ビニール、廃農薬の回収を積極的に行い、環境に配慮した農業の取り組みを行いました。

2) 中津尾工場

- ①オネスト250堆積堆肥の安定的な供給を図るため在庫管理を徹底しました。
- ②高品質な商品を提供できるよう製造工程の見直しを行い、品質向上に努めました。
- ③堆肥散布車を整備し、散布能力を上げ稼働を開始しました。

3. 販売

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う観光の自粛、飲食店の時短営業等により業務用農産物の需要が減少し、販売に苦慮する1年でした。

- 1) 梅は晩霜害で出荷量が減少しましたが高単価の販売となりました。しかし、酒造会社・市場の注文に十分応えることが出来ませんでした。
- 2) 李も出荷量が減少しましたが、クレームも少なく高単価で販売することが出来ました。
- 3) エノキ茸は家庭消費が増えたことで、年間を通して高単価で推移しました。
- 4) クレソン・ハーブ類は業務用の需要が落ち込み、単価安となり販売に苦慮しました。

【流通加工事業部】

1. 渉外

- 1) 包括連携協定を結んだ日田漁業協同組合、阿蘇農業協同組合との共同企画商品の開発が進んでおらず、商品化に時間を要しています。
- 2) 「うめごしょう」の新商品を販売しましたが、商品の販売促進が至らず、販売数を伸ばす事が出来ませんでした。
- 3) 新規取引先の開拓については、小さな取引先はできましたが、大口の取引先については、取引が進んでいません。
- 4) 木の花ガルテンと連携し、各j 苦舗での販売企画を毎月行いましたが、新型コロナウイルス感染症の影響にて、売上を伸ばす事が出来ませんでした。

2. 新開工場

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響でホテルや旅館関係、行楽地、木の花ガルテンのレストランなどで集客が減り工場の方にも影響が出て売り上げを伸ばすことが出来ませんでした。
- 2) おせち料理については、新型コロナウイルス感染症による正月の帰省自粛等による販売数量の減少が懸念されましたが、販売数量は微減少に納まりました。
- 3) 新商品として「うめごしょうj」を販売開始し売り上げの改替に繋げることが出来ました。

3. 木の花ガルテン

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きく、レストラン・梅蔵物産館・喫茶の一時休業、催事他イベント等が中止の事態となりました。
- 2) 新規出荷者として、36名の方が登録致しました。
- 3) 新型コロナウイルス感染症関連助成金活用と経費削減を行い、利益確保に努めました。
- 4) 感染・拡大防止対策を行い、感染者を出す事なく営業致しました。
- 5) 明野レストランは新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、3月から7月までの一時休業の後、(株)トキハインダストリーの配慮を頂き、感染・

拡大防止対策を行いながら営業してきましたが、売上回復の目途が立たず、撤退致しました。

【菌茸事業部】

1. 伝里工場

- 1) 不安定な原木が発生し収量 400g には届きませんでした。
- 2) 不良原木などで、安定した原木製造が出来ませんでした。
- 3) ボイラー更新や釜の配管整備を行いました。
- 4) 事故やケガの無い様に安全管理を行いました。

2. 追分工場

- 1) 安定した原木の供給に取り組みましたが、年末から正月明けの期間、雑菌が発生しました。
- 2) 平均収量 400g を目指しましたが年末から 2 月にかけて収量を落としました。
- 3) 安全な工場稼働を行う為、定期的な機械器具点検を行いました。
- 4) 清潔な工場を目指し、日々の清掃に力をいれました。

3. 小五馬工場

- 1) 雑菌が発生させ、原料費が増加しました。また、雑菌が発生した期間、生産量を減少させました。
- 2) 平均収量 400g 目指しましたが、脇芽・雑菌の発生により、目標には至りませんでした。

4. 都築工場

- 1) 省力化を進め人件費の削減に努めました。
- 2) 栽培管理に工夫を凝らしてきましたが増収には至りませんでした。

5. 東釣工場

- 1) キクラゲ栽培し木の花ガルテン各店舗を中心に販売しました。

6. 松原工場

- 1) 休止期間を短縮し、出荷量・販売額共に計画を上回りました。

7. 施設

- 1) 修理依頼に対し、迅速な対応を行いました。

8. 中間工場

- 1) 安定した生産が出来ました。

9. 伝里分散農場

- 1) 3 月下旬よりエノキ茸栽培を開始しました。

【生活事業部】

1. Aコープ

- 1) 衛生管理を徹底し事故なく商品の提供が出来ました。
- 2) 明るい店舗運営を行うことが出来ました。
- 3) 買物サポート事業の年間利用者が 500 人達成出来ました
- 4) 感謝セールを毎月実施する事が出来ました。

2. スタンド

- 1) 無事故で業務運営を行うことが出来ました。
- 2) 燃料価格設定については、石油組合と市内価格の情報を得て設定しました。
- 3) 気軽に来届して頂けるスタンド営業に取り組みました。
- 4) 農機具販売は、補助事業の対応により増加しました。

3. ランドリー

- 1) 毎日、清掃を行い清潔なランドリーの運営が出来ました。
- 2) ランドリー・精米機の故障は有りましたが、迅速な対応で運営することが出来ました。

4. プロパン

- 1) ガス器具の斡旋が出来ず器具販売高は減少となりました。
- 2) 保守点検の実施により無事故で供給することが出来ました。

5. 鎌手支所

- 1) 各地区の花見・敬老会・運動会など、季節・地区行事の自粛により、前年度以上の売上をつくることができませんでした。
- 2) 高齢者を中心に戸別訪問を行い、食品・肥料・農業資材の配達を行いました。
- 3) 営農指導を兼ねた農家訪問で、肥料・農薬の斡旋を行いました。

【総務部】

総務・文化

- 1) 活気ある明るい職場づくりに取り組みました。
- 2) 不祥事未然防止、法令遵守に努めました。
- 3) 機関紙 NPC で、営農や生活に役立つ情報発信に取り組みました。
- 4) 実績計画検討会を毎月行い、事業の進捗状況の確認を行い、経営の健全化に取り組みました。

【内部監査室】

- 1) 不祥事未然防止のため、内部監査計画に沿って内部監査を実施しました。
- 2) 監事監査、JA 大分中央会と連携を図りながら、内部統制の強化を図りました。
- 3) コンプライアンス態勢の確立に取り組みました。

【対処すべき重要な課題】

(1) 中長期計画概要

農協法改正をはじめとする農協改革の動きが加速化し農協を巡る環境が変化し多くの農協が広域合併や事業譲渡等のあり方検討を行う中、大分大山町農業協同組合が単独農協として、これからも、組合員のための組合であり続けることができるかについて改めて検討を行いました。その中では、信用事業の体制整備等、今後発生することが決まっている規制の内容を踏まえる一方、近年の農協の事業動向を分析し、これからも総合農協として自立経営を継続していくことを確認しました。

農協の使命は組合員が永続的に農協事業のメリットを享受できるかということです。そのため、財務体質の改善に向け、資産のスリム化、資本の増強について平成20年度より15年間で倍の20億円とし、自己資本比率40%への引き上げを目標として掲げ取り組んできましたが、この目標達成に向け引き続き取り組みをすすめます。

又、大山の特長ある製品の開発と生産、加工、流通、外食サービスを一体的な流れとして収益率の高い農業システムを築き上げて販売高を倍増します。

(2) 有機無農薬農業の推進

昭和53年、全国に先駆けて堆肥工場を建設して、毎年約1,000トンの有機堆肥を大山の農地に施してきました。そして、平成18年、堆肥工場を増改築して、従来の堆肥に新たに250種の微生物群と酵素を添加して、作物に最も有易な働きをする堆肥の生産を開始しています。

この堆肥をふんだんに施用して、安心・安全・健康な農産物を生産します。

(3) 時代に即応した流通の開拓

耕地に恵まれない大山農業の生き残る道として、少量生産多品目栽培、高付加価値販売に重点をおいて、作物の選定と栽培をすすめると共に、生産履歴を明確にして有利販売の下、収益率の高い農業を組み立てます。

(4) 効率的事業体の確立

従来の農協事業は信用共済、購買事業といった、組合員を対象にしたものに限られていました。今後はそれらのものに新たに、生産加工、流通、外食サービスといった流れの事業を起こし、流通市場の中で収益の上がる新規事業体を確立し、利益を確保した上で、組合員サービスの向上に努めます。特に食品加工、外商、木の花ガルテン事業を高収益体質へと改善していき、又きのご類の培地培養から分工場への原木販売、栽培といった事業も見直しと抜本的な改革を行い、菌茸事業の経営改善に取り組んでいきます。

(5) 経営の健全性の確立と財務の強化

労働生産性、労働分配率、目標の設定、事業毎の適正人員の検討を行い、経営理念と意識改革を図り組織力を強化します。又、内部積立をすすめ資本を充実させ、自己資本比率を高め財務体質を不動のものとします。

(6) 不祥事の未然防止

全ての部署、支所、事業所、外部店舗の監査を実施できるよう内部監査室の体制を強化すると共に、自主検査の実施や職員研修等のコンプライアンスプログラムを充実し内部牽制を強化していきます。

5. 農業振興活動（リレバン）

- ◇オーガニック（有機無農薬）農業を推進します。
- ◇消費者の求めている安心、安全、健康な食品の生産をします。
- ◇時代に即応した流通の開拓を行います。
- ◇高付加価値生産品開発に努め、収益率の高い農業をめざします。
- ◇若者が継ぎたくなる快適農業を推進します。
- ◇週休三日の余暇で文化の創造を行います。
- ◇都市と農村との交流事業をすすめます。

6. 地域貢献情報（リレバン、法定含む）

◇社会貢献活動（社会的責任）

- ・各種募金活動・公益団体等への寄付
- ・献血運動
- ・偽造キャッシュカード対策

◇地域貢献情報

- ・地域行事への参加
- ・地域の清掃活動（地域の環境保全、景観保全）
- ・各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
- ・農村と都市との交流事業（農業体験等）
- ・学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- ・年金相談会の開催
- ・年金友の会（親睦旅行、グランドゴルフ大会等）
- ・税理士による申告相談会の開催
- ・各種講習会の開催
- ・広報誌「NPC」の発行
- ・農業用廃プラスチックの回収
- ・インターネット等を通じた組合員等利用者への情報提供 など

7. リスク管理の状況（法定）

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオ（安全性・収益性を考えた有利な分散投資の組合せ）の状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門

は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ（リスク回避・低減）を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるように努めています。

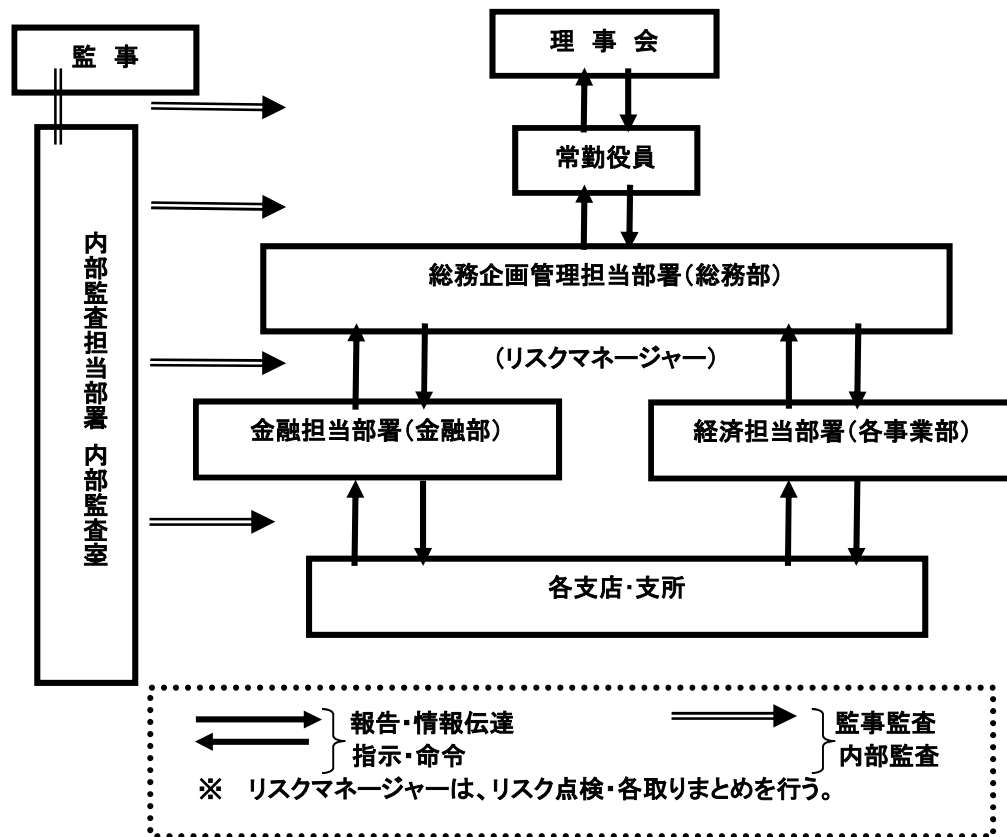
⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

〔リスク管理体制図〕 (注) リスク管理体制の全体像を記載する。



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

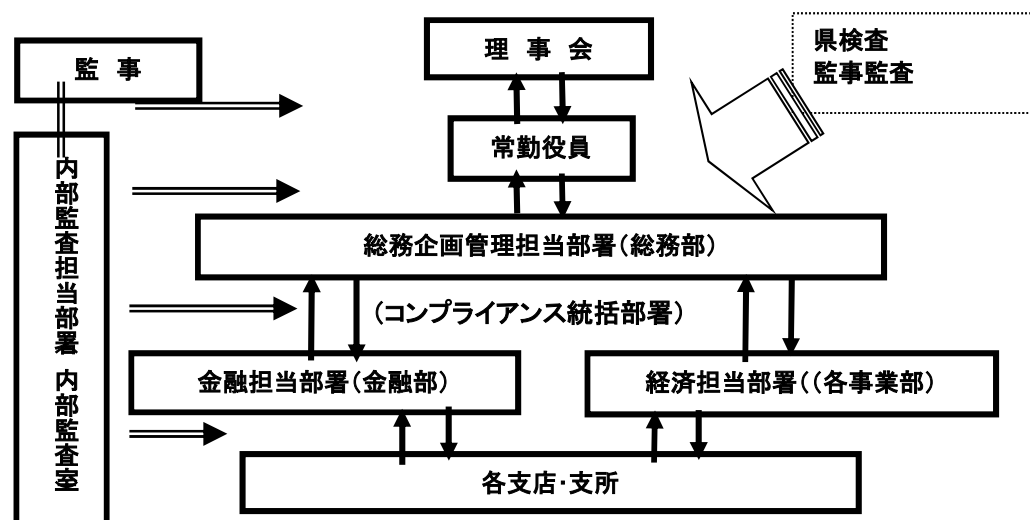
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

〔法令遵守体制図〕（注）法令遵守体制の全体像を記載する。

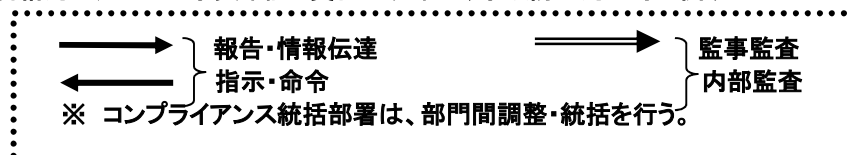


法令遵守態勢の内容

（体制の整備・確立）… 理事・監事的意思決定・牽制・法令の運用、理事会等議事録の整備等に関するもの

（チェック体制）… 監事監査、内部監査、行政検査、中央会監査等に関するもの

（不祥・苦情対応）… 事実確認と責任の明確化、事故防止対応等に関するもの



◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当農協では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当農協の苦情等受付窓口（電話：0973-52-3151 月～金 8時～17時）

② 紛争解決措置の内容

当農協では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会仲裁センター

<https://www.fbenn.jp/whats/funsoukaiketuu.htm>

天神センター（電話：092-741-3208）

北九州センター（電話：093-561-0360）

久留米センター（電話：0942-30-0144）

①の窓口またはJ Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

①の窓口または一般社団法人J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

(注)農協の最寄りの連絡先の電話番号を掲載する場合は、「最寄りの連絡先については、」を「上記以外の連絡先については、」とする。

◇内部監査体制

当農協では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、農協の本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせ

て行うよう努めます。

5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇個人情報保護方針等

大分大山町農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

8. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

大分大山町農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣

の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇内部統制システム基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行

を効率的に遂行する。

- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 自己資本の状況（法定）

◇自己資本比率の状況

当農協では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、30.42%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当農協の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	大分大山町農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	318 百万円 (前年度 309 百万円)

当農協は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当農協が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成20年度より増資運動に取り組んでおりますが、経済不況等による農産物価格の低迷が続き、組合員所得が大幅に減収になったことから、平成23・24・25年度は増資積立を凍結いたしました。平成26年7月より増資積立を再開しました。令和2年度末の出資金額は、対前年度比9百万円増の318百万円となっています。

9. 主な事業の内容（法定）

（１）主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当農協では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

- 内国為替手数料
- 貯金業務に関する手数料
- ＡＴＭ利用手数料
- 貸出金に関する手数料
- その他の業務手数料（債券口座管理、保護預かり、貸金庫、夜間金庫、窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど）

◇手数料一覧

(1) 内国為替手数料

銀 行 名			大分大山町農協		
区 分			当組合 本・支宛	系統宛	他行宛
振込手数料	電信扱い	1件3万円未満	110	220	550
		1件3万円以上	330	440	770
	A T M・ファーム ネットバンキング	1件3万円未満	0	110	440
		1件3万円以上	0	330	660
	文書扱い	1件3万円未満		220	440
		1件3万円以上		440	660
送金手数料	普通扱い（小切手）	1件につき		660	600
代金取立 手数料	至急扱い	1件につき		880	880
	普通扱い	1件につき		660	660
	送金・振込の組み戻し料		1 件につき	660	660
その他	取立手形組み戻し料		1 通につき	660	660
手数料	取立手形店頭呈示料		1 通につき	660	660
	不渡り手形返却料		1 通につき	660	660
	その他特殊扱い手数料		実 費	実費	実費

(2) その他手数料

取 扱 内 容			手数料
通帳・証書等の再発行		1件当り	550
キャッシュカードの再発行		1件当り	1,100
貯金・貸出の残高証明書・利息払出証明書		1通当り	330
貯金・貸出の取引明細証明書発行		1件当り	550
融資予定証明書		1件当り	550
各種	一部繰上償還	繰上償還10万円未満	無料
統一ローン		繰上償還10万円以上	2,200
基金協会	全額繰上償還	繰上償還10万円未満	無料
保証付		繰上償還10万円以上	3,300
貸出金の条件変更（償還条件の変更）			1,100
貸出金の条件変更（付随項目変更、償還口座変更）			無料
当座小切手帳			1,100

(3) 両替手数料

円貨窓口両替手数料	枚数	手数料
	1枚～100枚	無料
	101枚～200枚	110
	201枚～300枚	220
	301枚～400枚	330
	401枚～500枚	440
	501枚～600枚	550
	601枚～700枚	660
	701枚～800枚	770
	801枚～900枚	880
	901枚～1000枚	990
	1001枚以上	1100

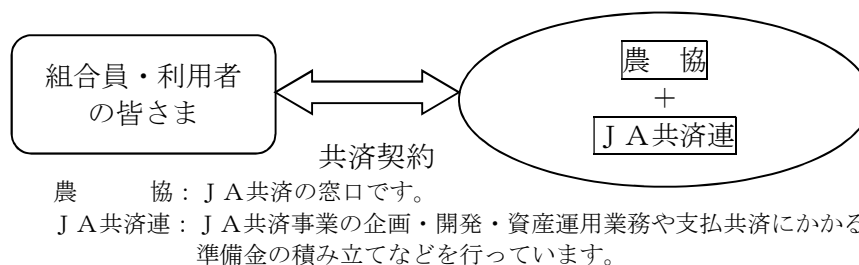
〔共済事業〕

J A共済は、農協が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ J A共済の仕組み

J A共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、農協と J A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。農協と J A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農産物を市場に出荷するほか、直販所「木の花ガルテン」を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った新鮮な農産品の提供を行っています。

さらに、地元農産物の詰まった「旬のかおり」（宅配便）を全国の消費者の方にご利用いただいています。

◇購買事業

資材課（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

〔営農・指導事業〕

◇営農指導相談

- ◇青色申告の相談
- ◇オーガニック農業の推進
- ◇都市と農村の交流事業

〔生活関連事業〕

- ◇店舗事業（Ａコープ・鎌手支所）
- ◇生活支援事業（Ａコープ・鎌手支所）
- ◇石油事業（ＪＡ－ＳＳ）
- ◇ＬＰＧ事業
- ◇コインランドリー事業 など。

〔その他事業〕

- ◇農家レストラン事業（オーガニック農園）
- ◇流通・加工事業（外商・新開工場）
- ◇菌茸事業（キノコ類の製品、原木製造）

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当農協の貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、

（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2020年3月末現在で4,417億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表（法定）

（単位：円）

科 目	令和元年度	令和2年度
	（令和2年3月31日）	（令和3年3月31日）
（資 産 の 部）		
1 信用事業資産	7,015,889,222	7,386,153,649
（1）現金	94,508,973	73,902,669
（2）預金	6,525,537,590	6,958,018,550
系統預金	6,482,111,784	6,877,244,220
系統外預金	43,425,806	80,774,330
（3）貸出金	392,708,954	353,379,958
（4）その他の信用事業資産	4,637,469	6,090,829
未収収益	3,234,807	3,065,368
その他の資産	1,402,662	3,025,461
（5）貸倒引当金	▲ 1,503,764	▲ 5,238,357
2 共済事業資産	10,470	11,302
（1）共済貸付金	10,470	11,302
（2）共済未収利息	0	0
（3）その他の共済事業資産	0	0
（4）貸倒引当金	0	0
3 経済事業資産	295,493,041	319,819,418
（1）受取手形	3,848,301	2,162,216
（2）経済事業未収金	95,076,930	119,823,571
（3）棚卸資産	194,185,936	194,857,332
購買品	35,632,543	33,905,916
販売品	4,219,700	3,582,406
加工品	110,300,372	110,461,283
その他の棚卸資産	44,033,321	46,907,727
（4）その他の経済事業資産	2,914,610	3,303,560
（5）貸倒引当金	▲ 532,736	▲ 327,261
4 雑資産	138,502,139	105,421,924
（1）雑資産	138,502,139	105,421,924
5 固定資産	844,270,411	821,785,276
（1）有形固定資産	839,709,804	817,650,619
建物	1,241,171,537	1,236,007,919
機械装置	780,875,948	716,259,797
土地	467,949,091	468,499,091
建設仮勘定	0	0
その他の有形固定資産	671,762,441	648,503,560
減価償却累計額	▲ 2,322,049,213	▲ 2,251,619,748
（2）無形固定資産	4,560,607	4,134,657
その他無形固定資産	4,560,607	4,134,657
6 外部出資	269,346,800	268,696,800
（1）外部出資	269,696,800	268,696,800
系統出資	256,976,800	256,976,800
系統外出資	11,270,000	10,270,000
子会社等出資	1,450,000	1,450,000
（2）外部出資等損失引当金	▲ 350,000	
7 繰延税金資産	26,350,412	22,701,465
資 産 の 部 合 計	8,589,862,495	8,924,589,834

(単位：円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	(令和2年3月31日)	(令和3年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	6,796,612,695	7,086,958,603
(1) 貯金	6,782,445,911	7,072,430,529
(2) 借入金	0	0
(3) その他の信用事業負債	14,166,784	14,528,074
未払費用	1,534,024	1,492,970
その他の負債	12,632,760	13,035,104
2 共済事業負債	37,211,230	32,115,477
(1) 共済借入金	0	0
(2) 共済資金	23,372,484	18,501,666
(3) 未経過共済付加収入	13,838,746	13,613,811
(4) 共済未払費用	0	0
3 経済事業負債	80,490,370	95,711,172
(1) 経済事業未払金	80,490,370	95,711,172
(2) 経済受託債務	0	0
4 雑負債	151,744,001	163,707,075
(1) 未払法人税等	4,033,700	12,811,400
(2) リース債務		
(3) 資産除去債務	155,336	155,336
(4) その他の負債	147,554,965	150,740,339
5 諸引当金	86,703,573	88,589,753
(1) 退職給付引当金	60,924,261	59,007,689
(2) 役員退職慰労引当金	25,779,312	29,582,064
6 再評価に係る繰延税金負債	49,035,616	49,035,616
負 債 の 部 合 計	7,201,797,485	7,516,117,696
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	1,281,093,890	1,301,501,018
(1) 出資金	309,290,000	318,730,000
(2) 利益剰余金	973,288,890	983,821,018
利益準備金	537,000,000	541,300,000
その他利益剰余金	436,288,890	442,521,018
振興資金積立金	100,000,000	100,000,000
教育情報積立金	5,786,800	5,786,800
特別積立金	307,000,000	307,000,000
当期末処分剰余金	23,502,090	29,734,218
(うち当期剰余金)	(21,236,476)	(16,703,128)
(3) 処分未済持分	▲ 1,485,000	▲ 1,050,000
2 評価・換算差額等	106,971,120	106,971,120
(1) 土地再評価差額金	106,971,120	106,971,120
純 資 産 の 部 合 計	1,388,065,010	1,408,472,138
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,589,862,495	8,924,589,834

2. 損益計算書（法定）

（単位：円）

科 目	令和元年度	令和2年度
	（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
1 事業総利益	447,069,793	462,358,590
事業収益	3,038,657,519	2,847,490,993
事業費用	2,591,587,726	2,385,132,403
(1) 信用事業収益	49,274,085	48,769,745
資金運用収益	42,840,079	42,950,326
(うち預金利息)	(31,576,627)	(32,883,456)
(うち貸出金利息)	(7,092,019)	(5,945,688)
(うちその他受入利息)	(4,171,433)	(4,121,182)
役務取引等収益	5,137,955	4,910,215
その他経常収益	1,296,051	909,204
(2) 信用事業費用	19,570,209	22,754,026
資金調達費用	580,670	581,438
(うち貯金利息)	(562,073)	(568,955)
(うち給付補てん備金繰入)	(17,696)	(12,437)
(うち借入金利息)	(314)	
(うちその他支払利息)	(587)	(46)
役務取引等費用	12,054,251	11,417,351
その他経常費用	6,935,288	10,755,237
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲437,626)	
(うち貸倒引当金繰入額)		(3,734,593)
信用事業総利益	29,703,876	26,015,719
(3) 共済事業収益	68,190,489	69,609,540
共済付加収入	64,419,259	65,225,799
共済貸付金利息		
その他の収益	3,771,230	4,383,741
(4) 共済事業費用	6,969,016	7,007,893
共済借入金利息		
共済推進費	2,471,544	2,803,221
その他の費用	4,497,472	4,204,672
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
共済事業総利益	61,221,473	62,601,647
(5) 購買事業収益	405,318,965	406,621,783
購買品供給高	387,787,034	380,288,769
修理サービス料	0	0
その他の収益	17,531,931	26,333,014
(6) 購買事業費用	353,145,604	346,426,752
購買品供給原価	302,835,617	296,284,051
購買品供給費		
その他の費用	50,309,987	50,142,701
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲222,330)	(▲58,730)
購買事業総利益	52,173,361	60,195,031
(7) 販売事業収益	180,988,877	185,341,090
販売品販売高（買取販売のみ）	38,684,234	36,242,750
販売手数料（受託販売のみ）	21,274,395	23,057,645
その他の収益	121,030,248	126,040,695
(8) 販売事業費用	143,071,554	146,320,503
販売品販売原価（買取販売のみ）	33,537,509	31,911,365
販売費	891,826	762,272
その他の費用	108,642,219	113,646,866
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲5,824)	(▲4,925)
販売事業総利益	37,917,323	39,020,587

(単位：円)

科 目	令和元年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
(9) 加工事業収益	406,947,489	368,607,101
(10) 加工事業費用	302,335,902	282,978,527
加工事業総利益	104,611,587	85,628,574
(11) 農業経営事業収益	221,828,384	280,712,169
(12) 農業経営事業費用	217,210,004	235,375,164
農業経営事業利益	4,618,380	45,337,005
(13) その他事業収益	1,862,592,221	1,632,272,218
木の花ガルテン事業収益	1,581,414,334	1,336,574,231
菌茸事業収益	267,413,817	282,176,511
その他事業収益	13,764,070	13,521,476
(14) その他事業費用	1,707,098,259	1,490,064,992
木の花ガルテン事業費用	1,501,608,713	1,277,599,888
菌茸事業費用	188,456,793	194,840,371
その他事業費用	17,032,753	17,624,733
その他事業総利益	155,493,962	142,207,226
(15) 指導事業収入	11,141,373	5,123,812
(16) 指導事業支出	9,811,542	3,771,011
指導事業収支差額	1,329,831	1,352,801
2 事業管理費	428,330,293	427,215,969
(1) 人件費	319,228,800	317,205,316
(2) 業務費	9,363,734	10,984,571
(3) 諸税負担金	14,755,348	14,200,605
(4) 施設費	62,779,906	58,111,518
(5) その他事業管理費	22,202,505	26,713,959
事業利益	18,739,500	35,142,621
3 事業外収益	20,140,585	18,681,327
(1) 受取出資配当金	3,428,400	3,714,600
(2) 雑収入	16,712,185	14,966,727
4 事業外費用	20,000	20,000
(1) 寄付金	20,000	20,000
(2) 外部出資等損失引当金繰入		
経常利益	38,860,085	53,803,948
5 特別利益	11,136,126	20,500,000
(1) 一般補助金	11,136,126	20,500,000
(2) その他の特別利益	0	0
6 特別損失	15,227,490	40,381,954
(1) 固定資産処分損	1,591,428	12,530,293
(2) その他の特別損失	28,000	5,942,382
(3) 固定資産圧縮損	13,608,062	21,909,279
税引前当期利益	34,768,721	33,921,994
法人税、住民税及び事業税	4,735,176	13,569,919
法人税等調整額	8,797,069	3,648,947
法人税合計	13,532,245	17,218,866
当期剰余金	21,236,476	16,703,128
当期期首繰越剰余金	2,265,614	13,031,090
当期末処分剰余金	23,502,090	29,734,218

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

科 目	令和元年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	34,768,721	33,921,994
減価償却費	55,657,620	51,315,081
減損損失	0	0
のれん償却額	0	0
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 738,362	3,529,118
賞与引当金の増減額 (▲は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 15,794,081	▲ 1,916,572
その他引当金等の増減額 (▲は減少)	2,894,400	3,452,752
信用事業資金運用収益	▲ 42,840,079	▲ 42,950,326
信用事業資金調達費用	580,670	581,438
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 3,428,400	▲ 3,714,600
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益(▲は益)	0	0
固定資産売却損益(▲は益)	1,591,428	12,530,293
雑収入	0	0
雑損失	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (▲) 減	68,308,300	39,328,996
預金の純増 (▲) 減	3,000,000	▲ 19,000,000
貯金の純増減 (▲)	186,848,367	289,984,618
信用事業借入金の純増減 (▲)	0	0
その他の信用事業資産の純増減	660,378	▲ 1,622,799
その他の信用事業負債の純増減	3,615,924	476,857
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (▲) 減	0	0
共済借入金の純増減 (▲)	0	0
共済資金の純増減 (▲)	▲ 4,772,929	▲ 4,870,818
未経過共済付加収入の純増減	▲ 554,968	▲ 224,935
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (▲) 減	22,817,104	40,657,040
経済受託債権の純増減	0	0
棚卸資産の純増 (▲) 減	2,583,834	▲ 671,396
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (▲)	▲ 12,052,310	15,220,802
経済受託債務の純増減(▲)	0	0
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	▲ 35,491,624	▲ 31,027,163
その他の負債の純増減	▲ 24,365,208	6,351,074
未払消費税等の増減額	722,885	▲ 3,165,700
信用事業資金運用による収入	42,827,213	43,076,109
信用事業資金調達による支出	▲ 737,720	▲ 653,349
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業分量配当金の支払額	0	0
小 計	286,101,163	430,608,514

雑利息及び出資配当金の受取額	3,428,400	3,714,600
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	▲ 9,672,476	▲ 4,792,219
災害による保険金収入	0	0
損害賠償金の支出	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	279,857,087	429,530,895
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入	0	0
有価証券の償還による収入	0	0
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
補助金の受入れによる収入	14,527,946	13,608,062
固定資産の取得による支出	▲ 223,103,187	▲ 64,394,468
固定資産の売却による収入	▲ 1,207,380	9,426,167
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	1,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 209,782,621	▲ 40,360,239
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	13,260,000	10,550,000
出資の払戻しによる支出	▲ 7,840,000	▲ 1,110,000
持分の取得による支出	▲ 1,485,000	▲ 1,050,000
持分の譲渡による収入	3,680,000	1,485,000
出資配当金の支払額	▲ 6,030,000	▲ 6,171,000
被支配株主への配当金支払額	0	0
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	0	0
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,585,000	3,704,000
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	71,659,466	392,874,656
6 現金及び現金同等物の期首残高	408,387,097	480,046,563
7 現金及び現金同等物の期末残高	480,046,563	872,921,219

4. 注記表等（法定）

区分	令和2年度
(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	1 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品（肥料、農薬、燃料等）・・・総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 購買品（農機）・・・・・・・・・・個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 購買品（生活物資、その他生産資材等）・・・売価還元法による低価法 (2) 販売品・・・・・・・・先入先出法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） (3) 加工品 原材料・貯蔵品・・・先入先出法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 仕掛品・・・・・・・・総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） (4) その他の棚卸資産 原材料・貯蔵品・・・先入先出法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 仕掛品・・・・・・・・総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。 上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した金額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した他の部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

	4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
(2) 会計方針の変更に関する注記	1 棚卸資産の評価方法 購買品（肥料、農薬、燃料等）についての評価方法は、従来、売価還元法によっていますが、棚卸資産の評価をより適切に財務諸表に反映させるため、当事業年度から総平均法に変更しました。 当該会計方針の変更は、遡及適用のための必要な情報がないため、前事業年度末の購買品（肥料、農薬、燃料等）の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。 これにより、従来の方と比べて、当事業年度末における棚卸資産（購買品）が286,787円増加し、当事業年度の購買品供給原価が同額減少しており、その結果、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ同額増加しています。
(3) 貸借対照表に関する注記	1 固定資産の圧縮記帳額 国庫補助金等により取得した固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は累積で918,546,154円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 628,384,809円 構築物 154,344,390円 機械装置 91,518,798円 車両運搬具 10,527,274円 器具備品 33,616,067円 その他 154,816円 また、土地収用法を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は115,156,000円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 101,645,800円 土地 13,510,200円 2 J Aグループ大分経営強化対策事業に係る将来負担見込額 県中央会のJ Aグループ大分経営強化対策事業のために当期組合が基金運用果実及び特別負担金として実質的に負担した金額は548,000円で、当年度負担額を基礎に算出した今後の当組合の負担見積額は1,096,000円であります。 なお、J Aグループ大分経営強化対策事業は、県下組合の不良債権処理の促進と経営の健全化を目的とする事業で、当該事業に要する費用については、平成15年度以降は当該事業の継続期間中に中央会の会員による賦課金により賄うこととされており、当年度末における当該事業に係る会員全体の将来負担見積額は74,470,000円となっています。 3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務 子会社等に対する金銭債権の総額 10,843,550円 子会社等に対する金銭債務の総額 2,203,144円 4 役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 14,479,975円 5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は270,642円、延滞債権額は4,548,078円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,818,720円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

	6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日 ●再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 109,582,969 円 ●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。
(4) 損益計算書に関する注記	1 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報 当組合は、事業別の収益及び費用について、加工事業の収益、費用については事業間取引（新開工場売上と外商仕入）の相殺表示を行っておりますが、その他の事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 2 子会社等との取引高の総額 (1) 子会社等との取引による収益総額 0 円 (2) 子会社等との取引による費用総額 2,363,938 円
(5) 金融商品に関する注記	1 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大分県信用農業協同組合連合会へ預け運用を行っております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 市場リスクに係る定量的情報 （トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.25% 下落したものと想定した場合には、経済価値が 318,415 円増加するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

金融商品の時価に関する事項

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額 (時価－計上額)
預 金	6,958,018,550	6,958,106,853	88,303
貸出金	353,379,958		
貸倒引当金（*1） 貸倒	▲ 5,238,357		
引当金控除後	348,141,601	359,785,769	11,644,168
経済事業未収金	119,823,571		
貸倒引当金（*2） 貸倒	▲ 327,261		
引当金控除後	119,496,310	119,496,310	-
資産計	7,425,656,461	7,437,388,932	11,732,471
貯金	7,072,430,529	7,072,678,107	247,578
経済事業未払金	95,711,172	95,711,172	-
負債計	7,168,141,701	7,168,389,279	247,578

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	268,696,800
合計	268,696,800

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	6,877,244,220	-	-	-	-	-
貸 出 金 (*1,2)	106,128,699	41,324,332	35,779,441	23,559,994	19,560,887	126,755,963
経済事業未収金 (*3)	119,785,253	-	-	-	-	-
合 計	7,103,158,172	41,324,332	35,779,441	23,559,994	19,560,887	126,755,963

(*1) 貸出金のうち、当座貸越22,844,683円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等270,642円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等38,318円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	6,828,203,778	168,812,736	62,072,910	7,524,654	4,696,451	1,120,000
経済事業 未払金	95,711,172	-	-	-	-	-
合 計	6,923,914,950	168,812,736	62,072,910	7,524,654	4,696,451	1,120,000

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(6) 有価証券に関する注記	1 当事業年度中において減損処理を行った有価証券 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財務状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。																				
(7) 退職給付に関する注記	1 退職給付に係る注記 (1) 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>60,924,261 円</td></tr> <tr> <td>勤務費用</td><td>7,087,092 円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>▲9,003,664 円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>期末における退職給付債務</td><td>59,007,689 円</td></tr> </table> (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当額の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>247,179,174 円</td></tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td><td>▲188,171,485 円</td></tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td><td>59,007,689 円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>59,007,689 円</td></tr> </table> (4) 退職給付に関する損益 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>7,087,092 円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>7,087,092 円</td></tr> </table> (注)特定退職金共済制度への拠出金 10,474,700 円は「福利厚生費」で処理しています。 2 特例業務負担金の将来見込額 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,235,865 円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、68,652,000 円となっています。	期首における退職給付引当金	60,924,261 円	勤務費用	7,087,092 円	退職給付の支払額	▲9,003,664 円	期末における退職給付債務	59,007,689 円	退職給付債務	247,179,174 円	特定退職金共済制度	▲188,171,485 円	未積立退職給付債務	59,007,689 円	退職給付引当金	59,007,689 円	勤務費用	7,087,092 円	退職給付費用	7,087,092 円
期首における退職給付引当金	60,924,261 円																				
勤務費用	7,087,092 円																				
退職給付の支払額	▲9,003,664 円																				
期末における退職給付債務	59,007,689 円																				
退職給付債務	247,179,174 円																				
特定退職金共済制度	▲188,171,485 円																				
未積立退職給付債務	59,007,689 円																				
退職給付引当金	59,007,689 円																				
勤務費用	7,087,092 円																				
退職給付費用	7,087,092 円																				

(6) 退職給付に関する注記	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
	繰延税金資産	
	貸倒引当金	1,231,325 円
	退職給付引当金	16,327,427 円
	減価償却資産超過額	2,262,531 円
	役員退職慰労引当金	8,185,357 円
	その他	3,477,386 円
	繰延税金資産小計	31,484,026 円
	評価性引当額	▲8,782,561 円
	繰延税金資産合計(A)	22,701,465 円
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
	法定実効税率	27.67%
	(調整)	
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲1.09%
	住民税均等割等	2.59%
	評価性引当額の増減	10.03%
	その他	11.07%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.76%

区分	令和元年度
(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	1 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品 ……売価還元法による低価法 (2) 販売品 ……先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) (3) 加工品 原材料・貯蔵品…先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) 仕掛品……総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) (4) その他の棚卸資産 原材料・貯蔵品…先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) 仕掛品……総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) 2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。 上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額で計上しています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した他の部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 (2) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 (4) 外部出資等損失引当金 当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。 4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 表示方法の変更に関する注記	1 損益計算書の表示方法 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。
(3) 貸借対照表に関する注記	1 固定資産の圧縮記帳額 国庫補助金等により取得した固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は累積で 898,046,154 円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 615,069,109 円 構築物 147,160,090 円 機械装置 91,518,798 円 車両運搬具 10,527,274 円 器具備品 33,616,067 円 その他 154,816 円 また、土地収用法を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 115,156,000 円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 101,645,800 円 土地 13,510,200 円 2 J A グループ大分経営強化対策事業に係る将来負担見込額 県中央会の J A グループ大分経営強化対策事業のために当期組合が基金運用果実及び特別負担金として実質的に負担した金額は 548,000 円で、当年度負担額を基礎に算出した今後の当組合の負担見積額は 1,644,000 円であります。 なお、J A グループ大分経営強化対策事業は、県下組合の不良債権処理の促進と経営の健全化を目的とする事業で、当該事業に要する費用については、平成 15 年度以降は当該事業の継続期間中に中央会の会員による賦課金により賄うこととされており、当年度末における当該事業に係る会員全体の将来負担見積額は 111,855,000 円となっています。 3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務 子会社等に対する金銭債権の総額 13,770,413 円 子会社等に対する金銭債務の総額 406,600 円 4 役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,574,395 円 5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額は 306,642 円、延滞債権額は 835,626 円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

	貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,142,268円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日 平成10年3月31日 ●再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 72,822,299円 ●同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。
（4） 損益計算書に関する注記	1 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報 当組合は、事業別の収益及び費用について、加工事業の収益、費用については事業間取引（新開工場売上と外商仕入）の相殺表示を行っておりますが、その他の事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大分県信用農業協同組合連合会へ預け運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%下落したものと想定した場合には、経済価値が139,847円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を金融商品に関する注記作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

金融商品の時価に関する事項

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額 (時価－計上額)
預 金	6,525,537,590	6,525,825,030	287,440
貸出金	392,708,954		
貸倒引当金(※1) 貸倒	▲ 1,503,764		
引当金控除後	391,205,190	404,533,540	13,328,350
経済事業未収金	95,076,930		
貸倒引当金(※2) 貸倒	▲ 532,736		
引当金控除後	94,544,194	94,544,194	-
資産計	7,011,286,974	7,024,902,764	13,615,790
貯金経済事業未払金	6,782,445,911 8	6,783,032,039 8	586,128
	0,490,370	0,490,370	-
負債計	6,862,936,281	6,863,522,409	586,128

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り金融商品に関する注記

引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	269,346,800
合計	269,346,800

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	6,482,111,784	-	-	-	-	-
貸 出 金(*1, 2)	119,169,327	41,453,896	36,976,187	31,666,126	21,115,967	141,999,183
経済事業未収金 (*3)	94,916,315	-	-	-	-	-
合 計	6,696,197,426	41,453,896	36,976,187	31,666,126	21,115,967	141,999,183

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 33,826,472 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 328,268 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等 160,615 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	6,428,575,143	209,813,467	122,139,931	14,683,154	6,114,216	1,120,000
経済事業 未払金	80,490,370	-	-	-	-	-
合 計	6,509,065,513	209,813,467	122,139,931	14,683,154	6,114,216	1,120,000

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

首記における退職給付金引当	76,718,342 円
勤務費用	8,954,988 円
退職給付の支払額	<u>▲24,749,069 円</u>
期末における退職給付債務	60,924,261 円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	263,398,003 円
特定退職金共済制度	<u>▲202,473,742 円</u>
未積立退職給付債務	<u>60,924,261 円</u>
退職給付引当金	60,924,261 円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	<u>8,954,988 円</u>
退職給付費用	8,954,988 円

(注) 特定退職金共済制度への拠出金 10,907,400 円は「福利厚生費」で処理しています。

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 6,104,519 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、78,008,000 円となっています。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	135,225 円
退職給付引当金	16,851,650 円
減価償却資産超過額	3,089,460 円
役員退職慰労引当金	7,130,557 円
その他	3,205,257 円
繰延税金資産小計	30,412,149 円
評価性引当額	▲4,061,737 円
繰延税金資産合計	26,350,412 円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交通費等永久に損金に算入されない項目	1.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲1.39%
住民税均等割等	3.50%
評価性引当額の増減	2.11%
その他	5.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.92%

5. 剰余金処分計算書（法定）

		(単位；円)	
科 目		令和元年度	令和2年度
1. 当期末処分剰余金		23,502,090	29,734,218
2. 剰余金処分数額		10,471,000	16,354,400
	(1) 利益準備金	4,300,000	10,000,000
	(2) 出資配当金		
	普通出資に対する配当金	6,171,000	6,354,400
3. 次期繰越配当金		13,031,090	13,379,818

(注) 1. 普通出資に対する配当金及び優先出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

(1) 普通出資に対する配当の割合

令和元年度 2% 令和2年度 2%

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金 840 千円が含まれています。

令和元年度 13,031,090 円

令和2年度 840,000 円

6. 部門別損益計算書（監督指針要請事項）
〔令和２年度〕

（単位：千円）

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,997,057	48,769	69,610	960,570	1,912,984	5,124	
事業費用 ②	2,534,699	22,754	7,008	775,727	1,725,439	3,771	
事業総利益 ③ (①－②)	462,358	26,015	62,602	184,843	187,545	1,353	
事業管理費 ④ (うち減価償却費 ⑤) (うち人件費 ⑤´)	427,216 (52,440) (317,205)	25,418 (626) (21,913)	58,052 (1,654) (46,035)	174,030 (10,432) (67,910)	150,926 (39,384) (165,027)	18,790 (344) (16,320)	
※うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦´)		10,632 (336) (7,417)	38,275 (1,210) (26,702)	95,688 (3,026) (66,755)	65,918 (2,084) (45,987)	2,128 (67) (1,483)	▲212,641 (▲6,723) (▲148,344)
事業利益 ⑧ (③－④)	35,142	597	4,550	10,813	36,619	▲17,437	
事業外収益 ⑨	18,682	1,215	2,376	124	14,967		
※うち共通分 ⑩							▲
事業外費用 ⑪	20	20					
※うち共通分 ⑫							
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	53,804	1,792	6,926	10,937	51,586	▲17,437	
特別利益 ⑭	20,500				20,500		
※うち共通分 ⑮							▲
特別損失 ⑯	40,382				39,731	651	
※うち共通分 ⑰							▲
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	33,922	1,792	6,926	10,937	32,355	▲18,088	
営農指導事業分配賦額 ⑲		766	3,994	7,467	5,861	▲18,088	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	33,922	1,026	2,932	3,470	26,494		

（注）上記の（部門別損益計算書の）事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。
一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益 149,566 千円、事業費用 149,566 千円）を除去した額を記載しています。
よって、両者は一致しておりません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等・・・人件費による負担、全管理費の 20／85％
事業利益による負担、全管理費の 80／85％
共済事業負担、全管理費の 10％
信用事業負担、全管理費の 5％

- (2) 営農指導事業・・・人件費による負担、全営農指導費の 10%
事業利益による負担、全営農指導費の 90%

2. 配賦割合（1 の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	合 計
共 通 管 理 費 等	5	18	45	31	1	100
営 農 指 導 事 業	3	12	30	55		100

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確認書

- 私は、当農協の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月16日
大分大山町農業協同組合
代表理事組合長 矢羽田 正豪

8. 会計監査人の監査

（※）令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標（法定）

（単位：千円、口、人、％）

項 目	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益（事業収益）	3,064,919	3,191,507	3,322,889	3,195,139	2,991,933
信用事業収益	48,967	51,597	50,843	49,274	48,769
共済事業収益	73,130	73,672	72,308	68,190	69,610
農業関連事業収益	968,919	1,028,843	1,261,506	993,255	960,570
その他事業収益	1,973,903	2,037,395	1,938,232	2,084,420	1,912,984
経常利益	43,913	41,016	40,904	38,860	53,804
当期剰余金	32,488	30,962	31,296	21,236	16,703
出資金	290,105	297,160	303,870	309,290	318,730
（出資口数）	(58,021)	(59,432)	(60,774)	(61,858)	(63,746)
純資産額	1,303,531	1,335,535	1,365,244	1,388,065	1,408,472
総資産額	8,014,815	8,474,963	8,435,748	8,589,862	8,924,590
貯金等残高	6,185,346	6,624,408	6,595,598	6,782,446	7,072,431
貸出金残高	507,175	458,004	461,017	392,709	353,380
剰余金配当金額	－	－	－	－	－
出資配当額	－	－	－	－	－
職員数	61	58	57	53	55
単体自己資本比率	31.73	31.74	31.38	30.71	30.42

- （注） 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表（法定）

（単位：千円、％）

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
資金運用収支	39,096	42,369	3,273
役務取引等収支	▲ 7,917	▲ 6,507	1,410
その他信用事業収支	▲ 1,510	▲ 13,581	▲ 12,071
信用事業粗利益	29,669	26,016	▲ 3,653
（信用事業粗利益率）	(0.42%)	(0.36%)	(▲0.06%)
事業粗利益	447,070	462,359	15,289
（事業粗利益率）	(5.25%)	(5.28%)	(0.03%)
事業純益		31,472	
実質事業純益		35,143	
コア事業純益		35,143	
コア事業純益 投資信託解約損益を除く。）		35,143	

3. 資金運用収支の内訳（法定）

（単位：百万円、％）

項 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高 A	利 息 B	利 回 B/A×100	平均残高 A	利 息 B	利 回 B/A×100
資金運用勘定	6,859	39	0.57	7,229	39	0.54
うち預金	6,431	32	0.5	6,861	33	0.48
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	428	7	1.64	368	6	1.63
資金調達勘定	6,697	1	0.01	7,114	1	0.01
うち貯金・定期積金	6,697	1	0.01	7,114	1	0.01
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	0	0	0	0	0	0
総資金利ざや	—	—	0.55	—	—	0.52

（注）

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの預金に係る奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額（法定）

（単位：千円）

項 目		令和元年度	令和2年度
受 取 利 息		▲ 1,158	160
	うち預金	171	1,306
	うち有価証券	—	—
	うち貸出金	▲ 1,329	▲ 1,146
支 払 利 息		▲ 411	7
	うち貯金・定期積金	▲ 409	7
	うち譲渡性貯金	—	—
	うち借入金	▲ 2	0
差し引き		▲ 747	153

- （注） 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの預金に係る奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標（法定）

① 科目別貯金平均残高（法定）

（単位：百万円，％）

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
流動性貯金	3,547	(53.0)	3,893	(54.7)	346
定期性貯金	3,138	(46.9)	3,212	(45.2)	74
その他の貯金	11	(0.1)	9	(0.1)	▲ 2
計	6,696	(100.0)	7,114	(100.0)	418
譲渡性貯金	-	-	-	-	-

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高（法定）

（単位：百万円，％）

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
定期貯金	3,152	(100.0)	2,963	(100.0)	▲ 189
うち固定金利定期	3,152	(100.0)	2,963	(100.0)	▲ 189
うち変動金利定期	-	-	-	-	-

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高（法定）

（単位：百万円）

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	42	39	▲ 3
証書貸付	347	301	▲ 46
当座貸越	38	27	▲ 11
割引手形	0	0	0
購買貸越	0	0	0
合 計	427	367	▲ 60

② 貸出金の金利条件別内訳残高（法定）

（単位：百万円，％）

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
固定金利貸出	252	(64.9)	227	(69.0)	▲ 25
変動金利貸出	136	(35.1)	102	(31.0)	▲ 34
合 計	388	(100.0)	329	(100.0)	▲ 59

（注）（ ）内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高（法定）

（単位：百万円）

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金・定期積金等	58	45	▲ 13
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小 計	58	45	▲ 13
農業信用基金協会保証	176	162	▲ 14
その他保証	31	34	3
小 計	207	196	▲ 11
信 用	126	112	▲ 14
合 計	391	353	▲ 38

④ 債務保証の担保別内訳残高（法定）

（単位：百万円）

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金・定期積金等	58	45	▲ 13
有価証券	0	0	0
動 産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
小 計	58	45	▲ 13
農業信用基金協会保証	176	162	▲ 14
その他保証	31	34	3
小 計	207	196	▲ 11
信 用	126	112	▲ 14
合 計	391	353	▲ 38

⑤ 貸出金の使途別内訳残高（法定）

（単位：百万円，％）

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
設備資金	236	(60.2)	211	(59.8)	▲ 25
運転資金	156	(39.8)	142	(40.2)	▲ 14
合 計	392	(100.0)	353	(100.0)	▲ 39

（注）（ ）内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高（法定）

（単位：百万円，％）

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
農業	50	(12.7)	46	(13.0)	▲ 4
林業	1	(0.3)	0	(0.0)	▲ 1
水産業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
製造業	4	(1.0)	4	(1.1)	0
鉱業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
建設・不動産業	4	(1.0)	2	(0.6)	▲ 2
電気・ガス・熱供給水道業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
運輸・通信業	1	(0.3)	0	(0.0)	▲ 1
金融・保険業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	31	(7.9)	28	(7.9)	▲ 3
地方公共団体	0	(0.0)	0	(0.0)	0
非営利法人	0	(0.0)	0	(0.0)	0
その他	302	(76.8)	273	(77.4)	▲ 29
合 計	393	(100.0)	353	(100.0)	▲ 40

（注）（ ）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高（法定）

1) 営農類型別

（単位：、千円）

種 類	令和元年度	令和２年度	増 減
農業	—	—	—
穀作	—	—	—
野菜・園芸	1,710	770	▲ 940
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	23,871	32,782	8,911
農業関連団体等	—	—	—
合計	25,581	33,552	7,971

- （注）１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
- ２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- ３．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

（単位：千円）

種 類	令和元年度	令和２年度	増 減
プロパー資金	24,447	33,145	8,698
農業制度資金	1,134	407	▲ 727
農業近代化資金	320	0	▲ 320
その他制度資金	814	407	▲ 407
合計	25,581	33,552	7,971

- （注）１．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
- ２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
- ３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	75,757	64,946	▲ 10,811
その他	15,751	15,033	▲ 718
合計	91,508	79,979	▲ 11,529

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況（法定）

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	306	271	▲ 35
延滞債権額	835	4,548	3,713
3ヵ月以上延滞債権額	0		0
貸出条件緩和債権額	0		0
合 計	1,141	4,819	3,678

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債権区分		保全額				
		債権額	担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,142	0	814	328	1,142
	令和2年度	678		407	271	678
危険債権	令和元年度	0	0	0	0	0
	令和2年度	4,141			4,141	4,141
要管理債権	令和元年度	0	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0	0
小計	令和元年度	1,142	0	814	328	1,142
	令和2年度	4,819	0	407	4,412	4,819
正常債権	令和元年度	391,878				
	令和2年度	348,791				
合計	令和元年度	393,020				
	令和2年度	353,610				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

(法定)

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（法定）

（単位：千円）

区 分	令和元年度					令和２年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,398	1,175		1,398	1,175	1,175	826		1,175	826
個別貸倒引当金	543	328		543	328	328	4,411		328	4,411
合 計	1,941	1,503	0	1,941	1,503	1,503	5,237	0	1,503	5,237

⑫ 貸出金償却の額（法定）

（単位：千円）

項 目	令和元年度	令和２年度	増 減
貸出金償却	—	—	—
購買債権償却	—	—	—
貸倒損失	—	—	—

（３）内国為替取扱実績（法定）

（単位：件、千円）

種 類		令和元年度		令和２年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	5,405	12,324	4,799	13,481
	金 額	1,970,874	1,674,251	1,687,119	2,071,477
代金取立為替	件 数	4	9	4	5
	金 額	3,355	7,383	418	4,166
雑為替	件 数	51	113	36	101
	金 額	3,004	4,146	6,308	30,233
合 計	件 数	5,460	12,446	4,839	13,587
	金 額	1,977,233	1,685,780	1,693,845	2,105,876

(4) 有価証券に関する指標 (法定)

① 種類別有価証券平均残高 (法定)

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高 (法定)

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高 (法定)

該当する取引はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等 (法定)

該当する取引はありません。

① 有価証券の時価情報 (法定)

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報等 (法定)

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引 (法定)

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	102,120	6,911,586	189,560	6,658,386
	定期生命共済	8,000	156,000	7,900	163,900
	養老生命共済	142,000	7,530,573	202,000	6,982,579
	こども共済	64,000	1,986,600	80,000	1,918,100
	医療共済	0	75,500	0	71,000
	がん共済	0	5,000	0	5,000
	定期医療共済	0	50,900	0	50,900
	介護共済	0	6,840	0	6,040
	年金共済	0	0	0	0
建物更生共済		2,596,900	17,085,670	2,646,780	17,149,950
合 計		2,849,020	31,822,069	3,046,240	31,087,755

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	182	3,842	265	3,989
がん共済	10	230	0	230
定期医療共済	0	252	0	252
合 計	192	4,324	265	4,471

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済の介護共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	0	2,370	0	22,613
生活障害共済（一時金型）	0	0	0	0
生活障害共済（定期年金型）	0	0	0	0
特定重度疾病共済	0	0	0	0

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	5,045	65,245	5,569	68,601
年金開始後	0	26,883	0	27,691
合 計	5,045	92,128	5,569	96,292

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	金額(千円)	掛金(千円)	金額(千円)	掛金(千円)
火災共済	997,700	1,035	985,100	1,023
自動車共済		58,627		57,382
傷害共済	3,470,500	886	1,068,000	825
団体定期生命共済	0	0	0	0
定額定期生命共済	0	0	0	0
賠償責任共済		34		19
自賠責共済		23,280		22,344
合 計		83,862		81,593

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
肥 料	23,102	4,046	24,496	4,777
農 薬	12,820	2,574	14,244	2,458
飼 料	226	36	186	31
農業機械	—	—	15221	1545
自 動 車 (除く二輪)				
燃 料	179,001	35,349	166,204	40,816
そ の 他	59,873	12,435	61,547	13,292
合 計	275,022	54,440	281,898	62,919

(2) 受託購買品（生産資材）取扱実績

該当する取引はありません。

(3) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	26	1	25	1
麦・豆・雑穀	0	0		
野 菜	986,391	19,150	1,076,461	21,176
果 実	107,408	2,085	94,614	1,861
花き・花木	1,984	38	993	20
畜 産 物				
林 産 物				
そ の 他				
合 計	1,095,809	21,274	1,172,093	23,058

(4) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	販売高	粗収益 (手数料)	販売高	粗収益 (手数料)
農産物セット	38,684	5,147	36,243	4,331
合 計	38,684	5,147	36,243	4,331

(5) 保管事業取扱実績

該当する取引はありません。

(6) 利用事業取扱実績

該当する取引はありません。

(7) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度	
	収益	費用	収益	費用
加工事業	406,947	302,336	368,607	282,979
合 計	406,947	302,336	368,607	282,979

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
食 品	80,528	12,822	74,249	11,917
衣 料 品	0	0		
耐久消費財	0	0		
日用保健雑貨	7,215	1,374	8,683	1,745
家庭燃料	25,020	15,315	15,459	7,423
そ の 他				
合 計	112,763	29,511	98,391	21,085

(2) 受託購買品（生活物資）取扱実績

該当する取引はありません。

(3) 福祉事業取扱実績

該当する取引はありません。

(4) 介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

5. 指導事業

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
収 入	11,141	5,124
支 出	9,812	3,771

IV 経営諸指標

1. 利益率（法定）

（単位：％）

項 目	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.46	0.61	0.15
資本経常利益率	2.82	3.85	1.03
総資産当期純利益率	0.25	0.19	▲ 0.06
資本当期純利益率	1.54	1.19	▲ 0.35

- （注） 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）
平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率
＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高
×100

2. 貯貸率・貯証率（法定）

（単位：％）

区 分		令和元年度	令和2年度	増 減
貯貸率	期 末	5.79	4.99	▲ 0.80
	期中平均	6.39	5.16	▲ 1.23
貯証率	期 末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

- （注） 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況（法定）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：円、千円又は百万円、％）

項 目		令和元年度		令和2年度	
			経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目（1）					
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		1,274,922		1,295,146	
	うち、出資金及び資本準備金の額	309,290		318,730	
	うち、再評価積立金の額	0		0	
	うち、利益剰余金の額	973,288		983,821	
	うち、外部流出予定額（△）	6,171		6,354	
	うち、上記以外に該当するものの額	▲ 1,485		▲ 1,050	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,547		1,115	
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,547		1,115	
	うち、適格引当金コア資本算入額	0		0	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0		0	
	うち、回転出資金の額	0		0	
	うち、上記以外に該当するものの額	0		0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		0		0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		28,081		21,060	
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）		1,304,551		1,317,323	
コア資本に係る調整項目（2）					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		4,560		4,134	
	うち、のれんに係るものの額	0		0	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,560		4,134	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		0		0	
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
前払年金費用の額					
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額					
特定項目に係る十パーセント基準超過額					
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額					
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		4,560		4,134	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		1,299,991		1,313,189	
リスク・アセット等（3）					
信用リスク・アセットの額の合計額		3,376,483		3,479,448	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	156,006		156,006	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）				
	うち、繰延税金資産				
	うち、前払年金費用				
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額				
	うち、上記以外に該当するものの額	156,006		156,006	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		856,159		837,051	
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		4,232,642		4,316,499	
自己資本比率					
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		30.71%		30.42%	

（注）

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用

については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和元年度			令和2年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
			a	b=a×4%		a	b=a×4%
信用リスク・アセット	現 金	94,509	0	0	73,902	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け						
	我が国の地方公共団体向け						
	地方公共団体金融機構向け						
	我が国の政府関係機関向け						
	地方三公社向け						
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,525,864	1,305,473	52,219	6,877,461	1,375,492	55,020
	法人等向け	61,618	31,514	1,261	46,693	24,558	982
	中小企業等向け及び個人向け	21,185	12,013	481	16,065	8,807	352
	抵当権付住宅ローン	10,593	2,306	92	9,394	2,033	81
	不動産取得等事業向け						
	三月以上延滞等	10,718	12,959	518	9,329	10,541	422
	取立未決済手形	1,403	281	11	2,953	590	24
	信用保証協会等保証付	176,144	17,052	682	161,348	15,707	628
	共済約款貸付						
	出資等	30,257	29,907	1,196	26,606	26,606	1,064
	他の金融機関等の対象資本調達手段	239,440	598,600	23,944	239,440	598,600	23,944
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの						
	複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産						
	固定資産・その他	1,118,240	1,118,240	44,730	1,170,849	1,170,849	46,834
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	0	156,007	6,240	0	156,007	6,240
	上記以外	115,360	92,133	3,685	108,818	89,654	3,586
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	8,405,331	3,376,485	135,059	8,742,858	3,479,444	139,178
	CVAリスク相当額÷8%						
	中央清算機関関連エクスポージャー						
	信用リスク・アセットの額の合計額	8,405,331	3,376,485	135,059	8,742,858	3,479,444	139,178
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
<基礎的手法>		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		856,159		34,246	837,051		33,482
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		4,232,642		169,306	4,316,499		172,660

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

(記載例)

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別) 及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 千円)

		令和元年度					令和2年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	8,405,331	359,090				8,747,312	354,641			8,351
	国外										
地域別残高計		84,053,321	359,090				8,747,312	354,641			8,351
法人	農業	38,596	38,596			81	29,291	29,291			41
	林業										
	水産業										
	製造業	3,540					4,154	4,154			
	鉱業										
	建設・不動産業										
	電気・ガス・熱供給・水道業										
	運輸・通信業										
	金融・保険業	6,527,267					6,880,415				
	卸売・小売・飲食・サービス業										
	日本国政府・地方公共団体										
	上記以外	291,841	21,666				285,160	19,113			38
	個人	331,177	298,828			408	303,502	302,083			8,272
	その他						1,244,790				
業種別残高計		7,192,421	359,090	0	0	489	8,747,312	354,641	0	0	8,351
	1年以下	6,579,836	43,094				6,925,054	47,593			
	1年超3年以下	17,335					45,618	45,618			
	3年超5年以下	69,498					29,665	29,665			
	5年超7年以下	13,673					12,498	12,498			
	7年超10年以下	47,186					80,315	80,315			
	10年超	150,543					119,203	119,203			
	期限の定めのないもの	1,527,260					1,534,959	19,749			
残存期間別残高計		8,405,331	43,094				8,747,312	354,641			

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,398	1,175		1,398	1,175	1,175	826		1,175	826
個別貸倒引当金	543	328		543	328	328	4,411		328	4,411
合 計	1,941	1,503	0	1,941	1,503	1,503	5,237	0	1,503	5,237

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額 及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		令和元年度						令和2年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首残高	期中増加 額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加 額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国内	1,008	488		1,008	488		488	4,450		488	4,450	
	国外												
地域別計		1,008	488	0	1,008	488		488	4,450	0	488	4,450	
法人	農業												
	林業												
	水産業												
	製造業											4,141	
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱 供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲 食・サービス業												
	上記以外							350				38	
	個人	1,008	488	0	1,008	488		138	4,450	0	488	271	
業種別残高計		1,008	488	0	1,008	488	0	488	4,450	0	488	4,450	0

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する
残高

(単位：千円)

		令和元年度			令和2年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リスク削減効果勘案後 残高	リスク・ウェイト 0 %			0		129,165	129,165
	リスク・ウェイト 2 %			0			0
	リスク・ウェイト 4 %			0			0
	リスク・ウェイト 10 %		5,624	5,624		157,079	157,079
	リスク・ウェイト 20 %			0		6,880,415	6,880,415
	リスク・ウェイト 35 %		4,005	4,005		5,809	5,809
	リスク・ウェイト 50 %			0	1,043	38	1,081
	リスク・ウェイト 75 %		5,168	5,168		11,744	11,744
	リスク・ウェイト 100 %	30,103		30,103		1,471,817	1,471,817
	リスク・ウェイト 150 %			0	244	6,525	6,769
	リスク・ウェイト 250 %			0		239,440	239,440
	その他		23,227	23,227			0
リスク・ウェイト 1250 %				0			0
計		30,103	38,024	68,127	1,287	8,902,032	8,903,319

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け						
法人等向け						
中小企業等向け及び個人向け						
抵当権住宅ローン						
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等				1,000		
証券化						
中央清算機関関連						
上記以外	4,960			4,480		
合計	4,960	0	0	5,480	0	0

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオ（安全性・収益性を考えた有利な分散投資の組合せ）の状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジ（リスク回避・低減）を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの
貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場				
非上場	269,347	269,347	268,697	268,697
合 計	269,347	269,347	268,697	268,697

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却
及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当農協では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当農協では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当農協は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当農協は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当農協では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在

価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	17	1	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	
3	スティープ化	0	4		
4	フラット化	3	7		
5	短期金利上昇	0	10		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	0	17		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,313		1,299	

- ・ 「金利リスクに関する事項」については、平成 19 年金融庁・農水省告示第 4 号（平成 31 年 2 月 18 日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、2019 年 3 月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しており、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	20,466	3,803

(注1) 対象役員は、，理事10名，監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当農協の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当農協の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)「同等額」は、令和元年度に当農協の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

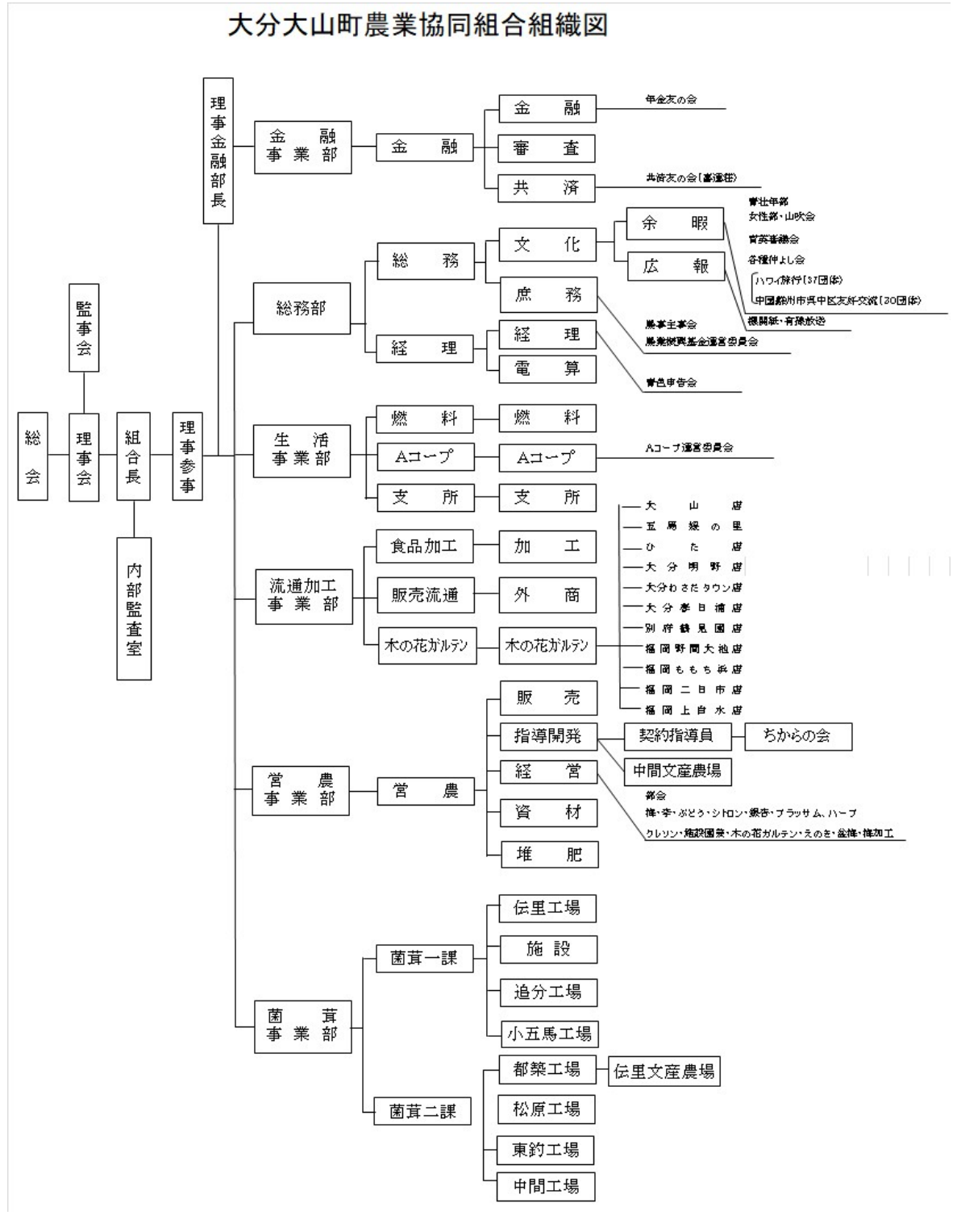
(注3)令和2年度において当農協の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当農協の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【JAの概要】

1. 機構図（法定）



2. 役員構成（役員一覧）（法定）

（令和3年3月現在）

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	矢羽田 正豪	常 勤	有	実践的能力者
理 事	伊 藤 栄	非常勤	無	
〃	河 津 文 昭	〃	〃	実践的能力者
〃	横 田 一 彦	〃	〃	
〃	新 田 耕 三	〃	〃	認定農業者
〃	河 津 行 成	〃	〃	
〃	矢羽田 えつ子	〃	〃	女性理事
〃	森 あ ゆ み	〃	〃	女性理事、認定農業者
〃	三 笈 日 出 喜	常 勤	〃	営農理事専務、実践的能力者
〃	菱 川 一 憲	〃	〃	信用共済担当職員兼務理事金融部長、実践的能力者
代表監事	矢羽田 九二夫	非常勤		
監 事	諫 山 弘 美	〃		
〃	三 笈 浩 二	〃		
〃	綾 垣 義 広	〃		
〃	一 木 俊 廣	〃		員外監事（弁護士）

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和3年7月現在）	所在地 東京都港区芝5丁目29-11
-------------------	--------------------

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
正組合員	531	532	1
個 人	527	527	0
法 人	4	5	1
准組合員	289	284	▲ 5
個 人	283	278	▲ 5
法 人	6	6	0
合 計	820	816	▲ 4

5. 組合員組織の状況

（単位：人）

組 織 名	構成員数（名）	組 織 名	構成員数（名）
農事主事会	37	施設園芸部会	156
青壮年部	57	ブラッサム・ハーブ部会	58
女性部	45	クレソン部会	44
山吹会	14	エノキ部会	36
年金友の会	616	木の花ガールテン部会	331
梅部会	155	盆梅部会	18
李部会	75	青色申告会	84
ぶどう部会	6	梅加工部会	45
シトロン部会	24	ちからの会	21
銀杏部会	30		

当農協の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況（法定）

該当する業者はありません。

7. 地区一覧

大分県日田市大山町
大分県日田市前津江町赤石地区の一部

8. 沿革・あゆみ

昭和23. 4. 20	農協創立 初代組合長 石橋深見氏
昭和24	2代目組合長 周宝時雄氏
昭和29	3代目組合長 矢幡治美氏
昭和32	有線放送開通
昭和36	第1次NPC運動
昭和41	第1回NPCハワイ旅行団出発
昭和46	機関紙「NPC」創刊
昭和47	食品加工開始
昭和51	伝里工場完成（エノキ茸） エノキ分工場33戸完成 ドライブイン「シャローム」落成
昭和54	Aコープ大山店開店 キノコ原菌工場完成
昭和55	「喜運荘」町民憩いの家
昭和56	農協青壮年部結成
昭和57	名称「大分大山町農業協同組合」に変更
昭和58	エノキ茸10億円達成
昭和60	堆肥工場操業
昭和61	すもも1億円達成
昭和62	4代目組合長 三笥啓之助氏
平成元年	中国合弁会社設立
平成 2	木の花ガルテン オープン
平成 3	さくらんぼ苗ポット栽培
平成 4	木の花ガルテン（長住店）オープン
平成 5	木の花ガルテン（松崎店）オープン 5代目組合長 清瀧 望氏
平成 6	新開漬物工場竣工
平成 7	木の花ガルテン（大分店）オープン 梅の木工房オープン

平成 8	クレソン1億円達成
平成 9	ハーブ1億円達成 6代目組合長 三笥 卓爾氏
平成13	木の花ガルテン大山店（オーガニック農園）オープン
平成14	木の花ガルテン大山店（桜カフェ）オープン
平成15	木の花ガルテン別府鶴見園店オープン 木の花ガルテンボンラパス西新店オープン 木の花ガルテン野間大池店オープン
平成16	木の花ガルテンひた店オープン かまで総合センター開業
平成17	7代目組合長 矢幡 欣治氏 堆肥散布ローラー作戦 始動
平成18	木の花ガルテン明野レストランオープン 木の花ガルテン大山店（きのこレストラン）オープン
平成19	木の花ガルテン福岡市原店オープン 木の花ガルテン大分市春日浦店オープン 第5回全国梅干コンクール 開催
平成21	エノキ茸液体種菌導入 株式会社農業法人五馬市設立
平成22	木の花ガルテンももち浜店オープン 8代目組合長 矢羽田 正豪氏
平成25	木の花ガルテン大山店「農産品バザール館」 拡張及び集出荷所の移設、「木の花パン 田苑」新設 木の花ガルテン小郡店「農産品直販所・ 農家おもてなしレストラン」オープン
平成26	農業者のテーマパーク「いのち・よみがえる 木の花ガルテン五馬媛の里」オープン
平成28年	都築工場稼働（エノキ栽培施設） 木の花ガルテンマックスバリュ二日市店オープン 木の花ガルテンマックバリュ上白水店オープン
平成29年	農業後継者の集い「ちからの会」結成
平成30年	日田漁業協同組合、阿蘇農業協同組合と包括的経済連携 協定締結
平成31年	中間地区地域集落文産農場
令和元年	木の花ガルテン野間大池店直販事業移転オープン
令和2年	中間地区地域集落文産農場 休憩談話室併設
令和3年	伝里地区地域集落文産農場

9. 店舗等のご案内（法定）

（令和3年3月現在）

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
本所	農協本所	日田市大山町西大山3487番地	ATM設置
支所	鎌手支所	日田市大山町西大山6059-6番地	
キノコ培養	伝里第一工場	日田市大山町東大山2065番地	
	中間工場	日田市大山町東大山2869-1番地	
	追分第一工場	日田市大山町西大山6140-1番地	
	追分第二工場	日田市大山町西大山6144番地	
	小五馬工場	日田市大山町東大山3942-2番地	
	都築工場	日田市大山町東大山1715番地	
	伝里文産農場	日田市大山町東大山2065番地	
	東釣工場	日田市大山町東大山1809番地	
	松原工場	日田市大山町西大山8425番地の1	
堆肥工場	中津尾工場	日田市大山町西大山6127-1番地	
	奥畑工場	日田市大山町西大山5674番地	
直販所	木の花ガルテン大山店	日田市大山町東大山274-1番地	ATM設置
	木の花ガルテン日田店	日田市大字渡里柿町1153-20	
	木の花ガルテンももち浜店	福岡市早良区百道浜2-3-2	
	木の花ガルテン野間大池店	福岡市南区寺塚1-9-28	
	木の花ガルテン明野店	大分市明野東1-1-1	
	木の花ガルテンわさだタウン店	大分市玉沢字楠本755番地の1	
	木の花ガルテン春日浦店	大分市王子北町5番1号	
	木の花ガルテン鶴見園店	別府市大字南立石2139-1	
	木の花ガルテン二日市店	筑紫野市二日市西2丁目10番1号	
	木の花ガルテン上白水店	春日市上白水4丁目5番地	
加工場	新開工場	日田市大山町西大山6173番地	
施設	五馬媛の里	日田市天瀬町五馬市691番地	
	小五馬農産品集出荷場	日田市大山町東大山4042-1	
	中間地区地域集落文産農場	日田市大山町東大山2762-2	
	喜運荘	別府市鉄輪846-2	